

旭川市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例
の一部を改正する条例の制定について

旭川市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のと
おり提出する。

令和7年3月21日

旭川市議会

議長 福 居 秀 雄 様

提出者 議会運営委員会
委員長 中 野 ひろゆき

旭川市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例
の一部を改正する条例

旭川市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年旭川市条例第43号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「旅費額は、」を「旅費の種類及びその額は、旭川市職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例（令和7年旭川市条例第 号）による改正前の」に、「旅費の額」を「旅費の種類及び額」に改める。

附 則

この条例は、令和7年6月1日から施行する。